

平成29年度千葉ポートタワーの管理に関する変新年次協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）とは、平成29年4月1日付けで、甲乙間で締結した「平成29年度千葉ポートタワーの管理に関する年次協定書」（以下「年次協定」という。）について、平成28年3月31日付けで、甲乙間で締結した「千葉ポートタワーの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第23条第4項の規定に基づき、事業計画書における内容の変更が生じたため、次のとおり変新年次協定書を締結する。

（委託料の額）

第1条 平成29年度の事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日までをいう。）に係る委託料の額は、66,000,000円（消費税及び特別地方消費税を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 委託料の支払いは年12回とし、基本協定第51条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

2 1月当たりの委託料の支払い額は、次のとおりとする。

平成29年4月分（1回）	5,601,924円
平成29年5月分（1回）	5,601,916円
平成29年6月分～平成30年3月分（10回）	5,479,616円

以上の変更を証するために、本変新年次協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年6月1日

甲： 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙： 千葉市美浜区真砂三丁目3番7号
株式会社 塚原緑地研究所
代表取締役 塚原道夫